

平成二十年六月二十四日受領
答弁第五四七号

内閣衆質一六九第五四七号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルーブル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルーブル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の「ルーブル委員会」なる組織に関する調査の時期に関わるものであり、先の答弁書（平成二十年六月十日内閣衆質一六九第四六五号）二についてでお答えしたとおり、同調査に関する記録が作成されていなかったことから、お答えすることは困難である。

二から五までについて

先の答弁書（平成二十年六月十日内閣衆質一六九第四六五号）一及び五から八までについて等で累次にわたってお答えしているとおり、御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）が平成十七年十月十一日に提出されて以降、大臣官房において当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行い、その結果については、平成十七年十月二十一日に閣議決定された衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）等において答

弁している。調査の結果、「ルールブル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されておらず、また、既にお答えした以上の調査の内容については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。

外務省としては、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行っていない。また、先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三七七号）等でお答えしているとおり、外務省としては、調査は適切かつ十分に行われたと考えており、御指摘の者に対する調査を含め、改めて調査を行う考えはない。